１ページ

大阪府障がい児等療育支援事業  
個別支援計画の作成

上智大学　総合人間科学部　社会福祉学科　大塚　晃

２ページ

障害者基本法

（定義）

第二条　一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会

における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

３ページ

行動障害への支援とは１

中園康夫（1990）は、「英国において・・・使われている概念に『チャレンジング行為（challenging behaviors）というのがある。『チャレンジング』を私は、『抗議』と訳したいが『願い』という役があてはまると私に語った人もいた。つまり障害をもつ人（とくに重度・最重度の障害をもつ人）が示すある特徴的な行動は、これまで『問題』行動と考えられてきた。サービスを行う『私』とは関係のない客観的できごととしての『問題』行動として。

４ページ

行動障害への支援とは２

しかし、そうした行動は、

(１)　障害をもつ人がコミュニケーションが十分できないために、あるいは彼らをとりまく社会的環境が障碍となっているために、自分の要求や気持ちが伝達できないことが基本にあって（かかわる側からみれば、そうした要求や気持ちを理解できないか、理解しようとしないこともあって）、

(２)　障害をもつ人が表現する行動にたいして、サービスが十分に応えることができない、あるいは適切に行われないときに示されるものであって、

(３)　障害をもつ人の、その障害の性質だけから、あるいはまったく個人の条件から示されるものではない、

(４)　したがって、『問題』行動とみられてきたものはサービスに対する『抗議』行動と考えねばならない場合も多いのである。

５ページ

地域子ども子育て支援システム

障害のある子どもがともに学び、遊び、活動する地域づくりを目指し、

・障害のある子どもが自然に交わり、支え合う地域づくり

・地域において、福祉や教育が連携した一貫した支援

・子どもの能力が可能な限り発揮できる支援

以上を推進していく。

６ページ

障害者総合支援法の目指すもの

（地域生活モデル・チームアプローチ）

７ページ

真っ当な支援計画とは？

・エンパワメント（力の付与）

・アドボカシー（権利擁護）

8ページ

支援計画と言葉

１．一人でトイレにいって、うんちをさせる

２．一人でトイレにいって、うんちができるよう指導する

３．一人でトイレにいって、うんちができるよう支援・援助する

４．一人でトイレにいって、うんちができるようになろう

５．一人でトイレにいって、うんちができるようなりたい

９ページ

個別支援計画  
総合的な援助の方針（100文字）

ケアホーム経験をもとに、生活介護によるはりのある日中活動、 「コガちゃん」の居宅介護を楽しみに、移動支援による余暇活動のサービスを利用して、「ワー」に定期的に通い、家族や地域の人たちとのつながりを大切に、自分が望む地域生活をしたいなあ・・・。

１０ページ

発達障害者支援法の改正（２０１６年５月）

１　ねらい

発達障害の定義と発達障害への理解と促進(知的障害を検討)

発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進(情報共有の促進)

発達障害者支援の部局相互の緊密な連携確保(福祉と教育の連携強化)

２　概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

都道府県として発達障害者支援センターや専門的な医療機関の確保、国として専門的知識を有する人材確保、調査研究を行うことで、下記に示している発達障害者への支援、理解の促進、連携確保を進めていく。

・発達障害者の権利擁護　・地域における自立した生活の支援

・発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保

・放課後児童健全育成事業の利用

・特別支援教育体制の推進（小中学校児童・生徒の6％）

・早期の発達支援　・専門的発達支援

・就学児検診における発見　・乳幼児健診等による早期発見

１１ページ

発達障害者支援法改正

（平成28年6月1日に公布、8月1日施行）

１　改正の趣旨　発達障害者支援法が平成16年12月10日に公布され、平成17年4月１日に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきた。一方、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められている。

２　定義の改正について　「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとした。

３　児童に発達障害の疑いがある場合における支援　市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとした。

４　教育に関する改正について　発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進並を規定。

５　情報の共有の促進の新設について　国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとした。

１２ページ

発達障害の定義

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通　　　　　　　　常低年齢で発現する脳機能の障害。これらの発達障害については、小中学校児童・生徒の６％

知的障害には、(１)広汎性発達障害があり、それには、自閉症（生まれもった脳の障害、言葉の発達・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動・こだわり）、アスペルガー症候群（基本的に、言葉の発達の遅れはない（自閉症との違い）、コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動・興味・関心のかたより、不器用（言語発達に比して））がある。また、(２)学習障害（LD）は、読む、書く、計算する等に障害、(３)注意欠陥/多動性障害 　 (AD/HD)は、不注意、多動・多弁、衝動的に行動する等の障害が見られる。

１３ページ

発達障害者支援法改正（２０１６年５月２５日）

（教育）

第八条　国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

１４ページ

自閉症スペクトラム障害について

１５ページ

自閉症スペクトラム障害

対人関係の障害、コミュニケーションの障害、こだわり(DSM-IV／ICD-10)とイマジネーションの障害(Wing)の３要素からなる。

１６ページ

自閉症の認知特性

○言語性知能より→動作性知能（ＷＩＳＣ等）

○感覚的な記憶より→機械的記憶

○聴覚的な情報処理より→視覚的な情報処理

○特異な能力を併せ有することがある

（特総研齋藤宇開氏による）

１７ページ

発達障害への支援（その１）

・認知特性を把握する。

　　　得意な処理を活用する

・発達段階を踏まえる。

　　　「年齢相応」という観点を見直す

・自己効力感を高める。

　　　できる課題をスモールステップで。

（東京学芸大学澤隆史による）

１８ページ

発達障害への支援（その２）

・ことばかけの注意：心理面を理解し，具体的に

　　「ガンバレ」（何をどうガンバレばいいのか？）

　　「みんなはちゃんとできるよ」（私だって，一生懸命やってるのに）

　　「ふざけないで」（ふざけているわけじゃないのに）

　　「いつかできるようになるよ」（いつできるようになるの？）

→ 具体的に・・・「こんなふうにやってみよう。」

　　目標を明確に・・・「一つずつやってみよう。」

　　他の子どもと比べない　　等々

（東京学芸大学澤隆史による）

１９ページ

発達障害への支援（その３）

・活動の流れを明確化する。

・一つの活動を短くする。

・刺激を減らす。

　　作業内の活動を分ける（活動の区切りを明確化する）。

　　絵などを利用して順序を提示し，見通しを持たせる。

　　掲示物等に配慮する。

　　一度に沢山のことを要求しない。

　　やり方の具体的な提示。

　　「友達（職員）に聞く」ということの習慣化

（東京学芸大学澤隆史による）

２０ページ

発達障害への支援（その４）

・時間の流れ、場の構造化

　スケジュールの視覚化、場所の特定化

　　（「ここは仕事をする場所。ここは休む場所など」）

・具体的に伝える

　活動の内容を明確かつ具体的に

　　（「作業のかたまりごとに、右から左に並べて、一つずつ行っていこう」）

・理解の確認

　　（伝えたことを、もう一度、確認してみよう）

（東京学芸大学澤隆史による）

２１ページ

不適切なかかわり方

１.刺激が多すぎる環境

混乱・パニック・学習困難が生じる

２.不適切な課題

具体的でない課題、将来に役立たない課題の設定

それに至る方法が不明瞭な課題の設定

偏食指導によって作られたより重篤な偏食

乱暴な統合による混乱・問題行動

３.禁止や強制が多すぎる指導

替わる行動を身につけていないのに禁止されることで、

さらなる不適応行動が発生

４.個別評価なしのプログラム設定

適切なアセスメントなしに行う支援

（全ての問題発生の温床）

２２ページ

SPELLの原則（イギリスの自閉症協会による教育の原則）

・Structure 　構造化

・Positive 　ほめる

・Empathy 　共感

・Low arousal 　低刺激

・Links 　地域とのつながり

２３ページ

なぜ構造化が必要か？

・コミュニケーションの障害がある

・注意が散りやすい

・視覚的認知は比較的良好である

↓

・目で見てわかるように伝える

・やるべきことの手順を明確にして習慣化する

・やるべきことをスモール・ステップ化する

・刺激を整理して、注意が散乱しないようにする

・見通しを持たせる（いやなことがいつ終るかなど）

２４ページ

行動とは？

「表現／表出性」を、「障害をもった人」から「支援者」へ、

「理解／受容性」を、「支援者」から「障害をもった人」への「相互作用による**やりとり**」

（「強度行動障害支援者養成研修　受講者用テキスト」国立のぞみの園　２０１４）

２５ページ

なぜ強度行動障害になるのか？

「人や場に対する嫌悪感・不信感」が

周りの環境（物理的な環境、支援者、その他の人、状況等）から

「情報・刺激が、偏ったり、分かりにくい、独特な形で入ってくる」と「分からない」の積み重ねが起こる。

周りの環境（物理的な環境、支援者、その他の人、状況等）に

「伝えたいことを、言葉ではない、独特の表現や行動を通して伝えようとする」と「伝わらない」の積み重ねが起こる。

障害特性 × 環境要因 ⇒ 強度行動障害

（「強度行動障害支援者養成研修　受講者用テキスト」国立のぞみの園　２０１４）

２６ページ

本人の特性　（ex.障害特性）

障害特性：障害により生じている特性

・自閉症：対人関係形成の困難さ

　　　　　　言語発達の遅れや異なった意味理解

　　　　　　手順や方法に独特のこだわりなどがある、等

　　　　　　【※ヒントシートを参照】

・知的障害：記憶することや文字、形を見分けることが困難

　　　　　　　微細な作業が困難

　　　　　　　興奮しやすい、極端な自信喪失など、等

（「強度行動障害支援者養成研修　受講者用テキスト」国立のぞみの園　２０１４）

２７ページ

リフレーミングとは…

コップに半分の水を“もう半分しかない”と捉えるか“まだ半分ある”と捉えるか。

同じことを体験しても、人それぞれの価値観という枠組み（フレーム）で判断する。

その枠組みを取り換えて、別の肯定的な視点から見るようにするのがリフレーミング。

２８ページ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 想定される障害特性 | | ⇒⇒⇒⇒⇒ | | | | リフレーミング（強みの  表現に変換）してみると |
|  | | 社会性 | 意思疎通 | 発達の遅れと偏り | その他 |  |
| 1 | ことばを聞いて理解することが苦手 |  | ○ |  |  | 目で見た情報は理解しやすい |
| 2 | 表情や身振りを、誤って理解してしまう |  | ○ |  |  | 明瞭に（はっきりと）区別された指示を好む |
| 3 | 人や場面によって態度を変えられない | ○ | ○ |  |  | ルールをきっちりと守ろうとする。物怖じしない |
| 4 | 他の人の興味あることに関心が薄い | ○ |  |  |  | 状況に左右されず、自分の好きなことに取り組むことができる |
| 5 | 全体をとらえて関係性をつかむことが苦手 | ○ |  |  |  | 細部に、強く意識を向けることができる |
| 6 | 別のやり方を探したり臨機応変な対応が苦手 | ○ |  |  |  | 状況に左右されず、ねばり強く取り組むことができる |
| 7 | 集団で一斉に行動することが苦手 | ○ |  |  |  | マイペースに課題を完了することができる |
| 8 | 「いつ終わるか」を理解するのが苦手 | ○ |  | ○ |  | 決められたことを、やり続けようとする |
| 9 | 抽象的、あいまいなことの理解が苦手 | ○ |  | ○ |  | 具体的で、はっきりとしたことを好む |
| 10 | 経験していないことを想像することが苦手 | ○ |  | ○ |  | 経験したことは、しっかりと覚える |
| 11 | 特定の物事に強く固執 | ○ |  | ○ | ○ | 興味があること（趣味・仕事）に、積極的に取り組める |
| 12 | 記憶することが苦手 |  |  | ○ |  | 繰り返し体験することで記憶する |
| 13 | 発達（認知能力）がアンバランス |  |  | ○ |  | 興味・関心、好きなことは抜群にできる |
| 14 | 特定の行動を何度もくりかえしてしまう |  |  | ○ | ○ | 決まったパターンを几帳面に行うことができる |
| 15 | 期待されていることに注意が向かない  ・落ち着きがなくその場にとどまっていられない  ・結果をかえりみず突然反応してしまう |  |  |  | ○ | 興味・関心があるものに、強く注意・集中を向けることができる |
| 16 | 特定の間隔が過敏、または鈍い |  |  |  | ○ | 些細な違いや変化に気づくことができる、または非常に我慢強い |

（「強度行動障害支援者養成研修　受講者用テキスト」国立のぞみの園　２０１４）

２９ページ

障害児支援施策の見直しの考え方

改革の背景には、少子化社会の進展（子育て不安の増加）・障害者自立支援法の施行（障害者の自立と共生社会の実現）・特別支援教育の実施（一般校での受入れ促進）・発達障害者支援法の施行（「新たな」障害への対応）があり、これらを踏まえ、改革の方向性即ち「自立と共生」の子育て(１　障害のある子どもの将来の自立を目指し、発達支援や家族支援を通じて「子育て」を支援、２　害のある子どもが、他の子どもと共に「遊び・学び・活動する」共生社会を実現)を目指していく。

これらの実現に向けて、基本的な視点(・本人の自立を支援するための発達支援・子どものライフステージに応じた一貫した支援・できるだけ身近な地域・一般施策における支援～サービス提供主体及び行政～・障害児の家族を含めたトータルな支援)に立ち、障害のある児童の「自立と共生」の子育て実現に向けて、早期発見・早期対応、就学前の支援、学齢期・青年期の支援を行いライフステージに応じた一貫した支援(可能な限り健常児と共に育つ環境へ)、家族支援、行政の実施主体を検討していく。

３０ページ

障害児支援のシステム

(例)中野市の場合（相談支援型）

０歳から３歳、６歳までは1.5検診、3.0検診、入学時にて早期発見・早期対応するため、障害者本人・家族と家庭相談員との連携、障害者総合支援センター（心理・ＯＴ）、養護学校教師、保育士、市保健師、必要に応じて地域の医師・ＰＴ・ＯＴ・児相が、療育コーディネーター(福岡寿)を通じて、つながることで、障害児本人の相談支援を充実させ、将来の生活、就労に生かしていく。

３１ページ

ライフステージに応じた相談支援

（図の説明）

乳幼児期、小学校、中学校、高校、及び就労、日中活動の個別の教育支援計画を行う際、教育・福祉の連携はだれがやるの？

個別支援計画の作成・支援会議の開催・モニタリングの実施

※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等）が中心となり作成するもの。

３２ページ

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（概要）

（平成２４年４月１８日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）

・趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

・留意事項

１　相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

２　障害児支援の強化

（１）保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

（２）個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

３３ページ

パーソンセンタードプランニング（Ｓ，ホルバーン）

システム・センタード・アプローチ

・システムを重要視

・平等主義

・専門家主義

・専門用語の使用

　↓

パーソン・センタード・アプローチ

・本人を重要視

・個人主義

・本人主義

・本人の言葉を聞き取る

３４ページ

ここから希望の将来に向かって！

１　これは誰について計画ですか？

２　あなたのチームには誰が参加していますか？誰があなたを助けたり支援していますか？あな

たの友人は誰ですか？必要な時、あなたは誰に助けを求めますか？

 　 （当事者を中心とした人々のつながり）

３　あなたのどんなところが素晴らしいですか？

３５ページ

本人中心の計画づくり（障害者福祉実践マニュアル・カリフォルニア州発達障害局）

・本人中心の計画づくりは好ましい将来に向かって決定し、計画し、努力する取り組みである。

・どこで誰と住みたいか、誰と交際したいか，時間をどのように過ごしたいか、どんな仕事をしたいか、そしてその他の日常生活について利用者が話すその内容は，彼らの好ましい将来を述べているのである。

・本人中心の計画づくりは、利用者とその家族が可能性と能力を築く支援をする。

３６ページ

今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年７月16日障害児支援の在り方に関する検討会

（報告書のポイント）

基本理念に基づき、地域における「縦横連携」を推進する。

基本理念とは、

・地域社会への参加・包容（ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ）の推進と合理的配慮

・障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

・障害児本人の最善の利益の保障

・家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進とは、

・ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）

・保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）

・相談支援の推進、支援に関する情報の共有化、児童相談所等との連携、支援者の専門性の向上等

３７ページ

地域における「縦横連携」のイメージ

乳幼児期（「気づきの段階」からの支援）については、本人・家族を保育所等が障害児相談の支援をしていき、医療、母子保健、社会的擁護、障害児支援が後方支援を行っていく。学齢期には保育所の代わりを学校等が、母子保健の代わりに学校保健が支援を行い、青年期には職場・地域生活において本人(場合により家族を含め)計画相談支援を行い、医療、地域保健、就労支援、障害福祉が後方支援を行う。各ライフステージ毎、ライフステージ間で関係者間で共通認識・情報共有していくことで途切れない支援の調整を行っていく。

３８ページ

＜報告書提言の主な内容（１）＞

1地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

・児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制（各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等）

・保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討

・障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携

・（自立支援）協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用

・障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

２　「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

・ライフステージごとの支援（乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後）

・保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用

・教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

３９ページ

＜報告書提言の主な内容（２）＞

３　特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

・福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施

・強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

４　家族支援の充実

・ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

５　個々のサービスの質のさらなる確保

・一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定

・児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

４０ページ

障害児支援の３つの要素

・発達支援（エビデンスに基づいた発達支援）

・家族支援（家族支援としてのソーシャルワーク）

・地域支援（地域支援体制構築のマネジメント）

４１ページ

児童発達支援に関するガイドライン策定検討会

障害児通所支援の一つで、主に乳幼児の発達支援を行う「児童発達支援」について、支援の質の確保及びその向上を図り、障害児本人のための発達支援を提供していくため、有識者、関係者の参集を得て、児童発達支援ガイドラインを策定する。

【ガイドライン策定の目的】

　児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定

　↓

【支援の評価に活用】

　保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することで、児童発達支援の質を確保

【スケジュール】

　・開催状況：検討会を５回実施（予定）

　　（平成２８年１１月２８日（第１回）、１２月２６日（第２回）、平成２９年２月２１日（第３回）、

　　　４月１１日（第４回）、５月２３日（第５回）（予定））

　・平成２９年６月末を目途に児童発達支援ガイドラインを策定、発出（予定）

【児童発達支援に関するガイドライン策定検討会　構成員名簿】

石橋　大吾 一般財団法人全日本ろうあ連盟理事

◎大塚　晃　 上智大学総合人間科学部教授

北川　聡子 公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事

小林　真理子 一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長

鈴木　麻記子 全国重症心身障害日中活動支援協議会

髙橋　弥生 社会福祉法人日本盲人会連合

田中　正博 全国手をつなぐ育成会連合会総括

○柘植 雅義 筑波大学教授（人間系障害科学域知的・発達・行動障害学分野）

辻井 正次 中京大学現代社会学部教授

戸枝　陽基 全国医療的ケア児者支援協議会代表

樋口 てるみ 全国重症心身障害児（者）を守る会

福島 龍三郎 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク理事

本田　睦子 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク

松井　剛太 香川大学教育学部准教授

御代川　栄子 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会理事

山根　希代子 一般社団法人全国児童発達支援協議会理事

吉田 祥子 全国特別支援教育推進連盟常任理事

４２ページ

「児童発達支援ガイドライン」の概要（案）

ガイドラインの構成

・第１章から第６章及び別添の構成で、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下「児童発達支援センター等という。） における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を記載している。

・児童発達支援センター等は、ガイドラインを踏まえ、それぞれの実態に応て創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図る。

第１章　総則

１．目的

２．障害児支援の基本理念

３．児童発達支援の役割

４．児童発達支援の原則

５．障害のある子どもへの支援

第２章　児童発達支援の提供すべき支援

　 １．発達支援

　 （１）本人支援

健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性

　（２）移行支援

２．家族支援

３．地域支援

※児童発達支援計画に必要な支援内容を設定

第３章　児童発達支援計画の作成及び評価

１．相談支援との連携

２．児童発達支援計画の作成及び評価

第４章　関係機関との連携

１．母子保健や医療機関等との連携

２．保育所や幼稚園等との連携

３．他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

４．学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

５．協議会等への参加や地域との連携

第５章　児童発達支援の提供体制

１．職員配置及び職員の役割

２．施設及び設備

３．定員

４．衛生管理、安全対策

５．適切な支援の提供

６．保護者との関わり

７．地域に開かれた事業運営

８．秘密保持等

第６章　支援の質の向上と権利擁護

１．支援の質の向上への取り組み

２．権利擁護

【別添】　事業所全体の自己評価の流れ

［ステップ１］　職員による自己評価（事業所職員向け児童発達支援自己評価表）

［ステップ２］　保護者等による評価（保護者等向け児童発達支援評価表）

［ステップ３］　事業所全体による自己評価

［ステップ４］　自己評価結果の公表（事業所の自己評価及び保護者等の評価結果の表）

［ステップ５］　支援の改善

４３ページ

発達支援（本人支援）その１

（ア）健康・生活

ａ　ねらい

（ａ）健康状態の維持・改善

（ｂ）生活のリズムや生活習慣の形成

（ｃ）基本的生活スキルの獲得

ｂ　支援内容

（ａ）健康状態の把握

（ｂ）健康の増進

（ｃ）リハビリテーションの実施

（ｄ）基本的生活スキルの獲得

（ｅ）構造化等により生活環境を整える

（イ）運動・感覚

ａ　ねらい

（ａ）姿勢と運動・動作の向上

（ｂ）姿勢と運動・動作の補助的手段の活用

（ｃ）保有する感覚の総合的な活用

ｂ　支援内容

（ａ）姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

（ｂ）姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

（ｃ）身体の移動能力の向上

（ｄ）保有する感覚の活用

（ｅ）感覚の補助及び代行手段の活用

（ｆ）感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

４４ページ

発達支援（本人支援）その２

（ウ)認知・行動

ａ　ねらい

（ａ）認知の発達と行動の習得

（ｂ）空間・時間、数等の概念形成の習得

（ｃ）対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

ｂ　支援内容

（ａ）感覚や認知の活用

（ｂ）知覚から行動への認知過程の発達

（ｃ）認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

（ｄ）数量、大小、色等の習得

（e）行動障害への予防及び対応

（エ）言語・コミュニケーション

ａ　ねらい

（ａ）言語の形成と活用

（ｂ）言語の受容及び表出

（ｃ）コミュニケーションの基礎的能力の向上

（ｄ）コミュニケーション手段の選択と活用

ｂ　支援内容

（ａ）言語の形成と活用

（ｂ）受容言語と表出言語の支援

（ｃ）人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

（ｅ）読み書き能力の向上のための支援

（ｆ）コミュニケーション機器の活用

（ｇ）手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

４５ページ

発達支援（本人支援）その３

（オ）人間関係・社会性

ａ　ねらい

（ａ）他者との関わり（人間関係）の形成

（ｂ）自己の理解と行動の調整

（ｃ）仲間づくりと集団への参加

ｂ　支援内容

（ａ）アタッチメント（愛着行動）の形成

（ｂ）模倣行動の支援

（ｃ）感覚運動遊びから象徴遊びへの支援

（ｄ）一人遊びから協同遊びへの支援

（ｅ）自己の理解とコントロールのための支援

（ｆ）集団への参加への支援

４６ページ

本人支援（移行支援）

（ア）ねらい

ａ　保育所等への配慮された移行支援

ｂ　移行先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達）

ｃ　移行先の保育所等への支援と支援体制の構築

ｄ　同年代の子どもとの仲間作り

（イ）支援内容

ａ　具体的な移行を想定した子どもの発達の評価

ｂ　合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価

ｃ　具体的な移行先との調整

ｄ　家族への情報提供や移行先の見学調整

ｅ　移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達

ｆ　子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達

ｇ　併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整

ｈ　移行先の受け入れ体制づくりへの協力

ｉ　相談支援等による移行先ヘの支援

ｊ　地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

４７ページ

家族支援

ア　ねらい

（ア）家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成（愛着行動）等の支援

（イ）家庭の子育て環境の整備

（ウ）関係者・関係機関との連携による支援

 イ　支援内容

（ア）子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整

（イ）子育て上の課題の聞きとりと必要な助言

（ウ）子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援

（エ）子どもを支援する輪を広げるための橋渡し

（オ）相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整

（カ）関係者・関係機関の連携による支援体制の構築

（キ）家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の実施

（ク）心理的カウンセリングの実施

（ケ）家族の組織化と定期的な面会

（コ）兄弟姉妹等の支援

４８ページ

地域支援。

ア　ねらい

（ア）地域における連携の核としての役割

（イ）地域の子育て環境の構築

（ウ）地域の支援体制の構築

イ　支援内容

（ア）児童発達支援センター等

　（ａ）保育所等の子育て支援機関との連携

（ｂ）医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携

（ｃ）児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携

（ｄ）地域支援の体制の構築のための会議の開催

（ｅ）個別のケース検討のための会議の開催

（ｆ）（自立支援）協議会等への参加

（ｇ）要保護児童対策地域協議会等への参加

（ｈ）理解促進のための地域集会等への積極的な参加

４９ページ

児童発達支援の標準的な支援内容（案）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 通所前期（基礎訓練期） | | 通所後期（移行・訓練発展期） | 訪問期 |
| 期　　間 | ６ヶ月間 | | ６ヶ月間 | ６ヶ月間 |
| 日中通所 | ○ | | ○ | × |
| 訪　　問 | × | | × | ○ |
| 発達支援（身辺自立、運動、言語、認知、社会性の向上） | ・障害児支援計画との連携  ・発達のアセスメント  ・個別支援計画の作成  ・具体的プログラムによる支援  ・個別の支援を中心に | | ・モニタリングによる支援  ・保育所等への移行を考慮  した支援  ・集団生活を考量した支援 | ・保育所等訪問事業の活用  ・地域の専門機関との調整 |
| 家族支援 | ・心理的カウンセリング  ・ペアレント・トレーニング  ・ソーシャルワーク的相談支援 | | | ・保育所等職員との連携  ・相談支援 |
| ・相談支援事業者等関係機関との連携・調整  ・地域の社会資源に関する情報提供 | | | |
| 地域支援 |  | ・地域の関係金との連携・ネットワークの構築  ・自立支援協議会への参加  ・地域の保育等との連絡・調整 | | |
| 移行支援 | ・移行を含めた計画 | ・移行に向けての調整・対応  ・家族への助言 | | |
| ・目標設定と動機付け  ・移行プログラムへの同意 | ・移行後の支援体制の構築  ・移行支援等のための相談・援助 | | |

５０ページ

個別支援計画　（ガイドライン項目の記載例）

（注：ガイドラインで示した支援内容の項目の記載例。個別支援計画の見本ではありません。）

子どもの名前　Ｋ・Ｙさん　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　作成年月日：２９年２月２１日

・目標

|  |  |
| --- | --- |
| 長期目標 | 気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒の活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。 |
| 短期目標 | 食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。 |

・具体的な目標及び支援計画等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 具体的な  目標 | 支援内容 | | 支援期間(頻度・時間・機関等) | サービス提供機関(提供者・担当者等) | 優先順位 |
| 内容・留意点等 | ガイドライン  項目 |
| 発達  支援  【健康・生活】 | 食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という達成感をえましょう。 | お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。 | 本人支援の（ア）健康・  生活のｂ-（ｄ） | ３ヶ月  (週  ３日) | 担当  スタッフ  ○○  ○○ | １ |
| 発達  支援  【言語・  ｺﾐｭﾆｹ  ｰｼｮﾝ】 | 自分の気持ちを、少しずつことばサインで伝えていきましょう。 | 午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。 | 本人支援の（エ）　言語・  ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝのｂ-（ｂ）、（ｃ） | ６ヶ月  (週  ３日) | 担当  スタッフ  ○○  ○○ | １ |
| 発達  支援  【人間  関係・  社会性】 | 友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみましょう。 | 午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。 | 本人支援の（オ）人間関係・社会性のｂ-（ｃ）、（ｅ） | ６ヶ月  (週  ３日) | 担当  スタッフ  ○○  ○○ | ２ |
| 移行  支援 | Ｙ・Ｋくんの今後の目標など、月に１回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話し合います。 | 併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。 | 移行支援の（イ）-（ｅ）、（ｆ） | ６ヶ月 | 児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、保育所の  担当先生 | １ |
| 家族  支援 | Ｙ・Ｋくんについて３月に１回、話し合う機会をもちます。 | 保護者面談の時間を３か月に１回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。 | 家族支援の（イ）-（ア）､（イ） | ６ヵ月 | 児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、お母さん | ３ |
| 事業所における総合的な支援方針  食事・衣類の着脱等が自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通した友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になることを目指します。 | | | | | | |

５１ページ

放課後等デイサービスの概要

概要

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する（児童福祉法第６条の２の２第４項）。

対象児童

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児。

＊引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満２０歳に達するまで利用することが可能

配置基準

・指導員又は保育士　10:2以上

・児童発達支援管理責任者　1人以上

・管理者

事業所数　5,511 （国保連データ平成26年12月実績）

利用者数　92,437（国保連データ平成26年12月実績）

提供する支援（放課後等デイサービスガイドラインに明記）

各特別支援学校、小中学校授業終了後又は休校日に居宅又は学校と事業所間の送迎により放課後等デイサービス事業所に通わせ、子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせて支援を行う。

活動内容として、（１）自立支援と日常生活の充実のための活動、（２）創作的活動、（３）地域交流の機会の提供、（４）余暇の提供を行い、学校との連携・協働による支援も行っていく。

５２ページ

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

・ガイドラインの趣旨

・放課後等デイサービスの基本的役割

　子どもの最善の利益の保障/共生社会の実現に向けた後方支援/保護者支援

・放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

　基本活動：　自立支援と日常生活の充実のための活動/創作活動/地域交流／余暇の提供等

・事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向けガイドライン、児童発達支援管理責任者向けガイドライン、従業者向けガイドライン

・子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備/ＰＤＣＡサイクルによる適切な事業所の管理/従業者等の知識・技術の向上

関係機関・団体や保護者との連携　等

・子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知/子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明/保護者に対する相談支援等

苦情解決対応/適切な情報伝達手段の確保/地域に開かれた事業運営　等

・緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応/非常災害・防犯対策/虐待防止/身体拘束への対応/衛生・健康管理/安全確保

秘密保持等　等

５３ページ

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。課題として、そのためのチェックリストが必要との意見、ユーザー評価にも使えるように、との意見がある。これらを取り入れ、「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成する。

想定される自己評価の流れとして、

(1)保護者へのアンケート調査

(2)事業所職員による自己評価

(3)事業所全体としての自己評価

(4)自己評価結果の公表

(5)保護者のアンケート調査結果のフィードバック

【厚生労働省ホームページ】

　トップページの分野別施策「福祉・介護　障害者福祉」→障害者福祉の「施策情報　障害児支援施策」→障害児支援施策の「３．放課後等デイサービスガイドライン」

５４ページ

福祉と教育の連携（平成２６年４月、厚生・文科連名通知）

放課後等デイサービス(児童発達支援管理責任者等（個別支援計画）)と学校(特別支援教育コ－ディネ－タ－等（個別の教育支援計画）)間で連動し、両者の連動（共通確認書（摺り合わせ））に対し、相談支援専門員（障害児支援利用計画）ケアマネジメント機関が支援を行う。

５５ページ

個別支援計画表（記入様式2）

利用者名　Ootsuka Akira　さん

・支援の主目標　　コミュニケーションが積極的に図れることの支援を行うことにより、遊びや勉強の課題等の達成感を数多く体験し、自分はできるだんという意識をもっていいただきたい。その際、家族、学校、相談支援事業者と密に連携していく。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 個別支援計画　　２０１５年７月２６日作成 | | | | |
| 項目 | 目標 | 支援内容 | 期間 | 優先順位 |
| 発達支援  （ＡＤＬ） | 多くの人とコミュニケーションを積極的に図りたい | 自分から、こうやってほしいという意思を伝える支援を行う。特に、遊びの導入とおやつの時間。具体的には代替コミュニケーション手段として写真やカードを適時活用する | ６ヶ月 | １ |
| 発達支援  （運動・認知）  （家族支援） | 友達をたくさんつくりたい。子育てを楽しみたい | 視線の使い方と、体の動きについては、作業療法士を中心に現状の評価と課題となることについて検討。  集団への参入は入りやすい環境の設定と友達との関係を考慮して行う。成長のペースと特質についてお母さんと具体的に話し合い、家庭でできることを明らかにし、子育てに協力していく | ３ヶ月 | １ |
| 家族支援 | 家族が仲良暮らしたい  （お母さんの子育ての負担感をの和らげる） | お母さんとは、時折デイサービスに子どもを送迎してもらい、様子を見ながら子育てについて話す機会をもつ。相談支援専門員Ｔさんと連絡を密にとってお母さんを支えていく | ３ヶ月 | ２ |
| 地域支援 | 地域の子ども会に参加したい | 将来、地域の一員として生活できるよう活動に積極的に参加。子ども会の参加に際しては、役員や父兄の方々に本人の特性やパニック時の対応などの情報を伝える | １年 | ３ |
| 学校・相談支援事業所との連携 | 学校・相談支援事業所との密な連携体制を構築してほしい | Ｂ特別支援学校のＣコーディネータとの定期的な打ち合わせ及び連絡手帳を用いた情報の交換。　Ｔ相談支援専門員とＡさんについて定期的に打ち合わせ。家族支援ついては常なる情報交換 | １年 | ２ |

５６ページ

個別支援計画表（記入様式2）

利用者名　　　　　　　　　　　さん

・支援の主目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 個別支援計画　　２０１７年６月２６日作成 | | | | |
| 項目 | 目標 | 支援内容 | 期間 | 優先順位 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |